

愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

平成19年11月27日火曜日 第1917号

\Diamond	目	次	\Diamond
	告	示	

県税の収納事務の委託	1268
愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更	1268
大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要	1268
町営土地改良事業の施行の同意 (3 件)	1269
保安林の指定施業要件の変更	1269
公有水面埋立工事のしゅん功認可	1270
道路の供用開始(県道才之原菊間線)	1271
道路の供用開始(県道才之原菊間線)	1271
道路の区域変更(県道久万中山線)	1271
道路の供用開始(県道北条玉川線)	1271
道路の供用開始(県道新居浜港線)	1272

告 示

○愛媛県告示第1766号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の 規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 委託した事務の範囲及び内容

受託者の本支店及び出張所並びに受託者が銀行代理店契約を締

結した郵便局株式会社の営業所(郵便局株式会社が業務を再委託 したものの施設を含む。)における県税の収納の事務

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社ゆうちょ銀行

東京都千代田区霞が関一丁目3-2

3 委託期間

平成19年10月1日から平成20年3月31日まで(ただし、期間満了前2か月前までに県又は株式会社ゆうちょ銀行から別段の意思表示がないときは、更に1年間有効とし、以後もこの例による。)

○愛媛県告示第1767号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号) 第3条第1項の規定により、平成19年11月19日次のとおり愛媛県県 税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定	売りさ	ざき人	変	更	事	項		
番号	氏	名	新		IΒ			
18	愛媛県猟友 今治支部 越 智		愛媛県猟友会 今治支部			県猟友会 市越智郡支部		

○愛媛県告示第1768号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局経済労働部商工労政課並びに松前町役場において告示の日から 1月間縦覧に供する。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により町から聴取 した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた 意見の概要
フジグラン松前 A	伊予郡松前町筒井茶屋分83 2-1外		・国道56号の交通機能低下を招かないよう円滑な入出庫対策を実施すること。 ・渇水時に農業用水確保に影響がないようすること。 ・農業用水路の清掃に協力し実行すること。 ・公共下水の配備と排水計画路を図示し、開業
フジグラン松前 B	伊予郡松前町東古泉東浦67 6 - 1 外	生活環境保持の見地からの意見はなし。	までに供用開始されるか説明すること。また、 農業用水路には排水しないよう配慮すること。 ・店舗計画地内の農業用水路及び農業用施設の 配備を図示し説明すること。 ・光の影響による事故が起こらないよう道路通 行に支障のない照明とすること。 ・計画地内に町道が通っているため、店舗への
フジグラン松前 C	伊予郡松前町東古泉文五郎 分586外		入出庫より町道の通行を優先すること。 ・若い人がたむろしないよう緊急警報装置や交番設置など環境整備すること。 ・周辺交通量の増加が予想されるため、国道・ 県道・町道の交差点には、歩行者優先、老人 優先の信号機・横断歩道を設置すること。

○愛媛県告示第1769号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、愛南町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・豊田地区)の施行に平成19年11月14日同意した。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1770号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、愛南町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・御荘長洲地区)の施行に平成19年11月14日同意した。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1771号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、愛南町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・瀬戸谷地区)の施行に平成19年11月14日同意した。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1772号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

今治市玉川町鈍川字下日浦庚681、字日浦庚683、庚686の1、 庚686の3、庚688、庚689の1、庚689の2、庚690の1、庚 690の2、庚693、庚694の1、庚694の4、庚695の1、庚6 95の2、字佛ヶ峠庚698の2、庚698の3、字竹力成庚699、庚 700 の14、字ユツリハ庚 702 の 3、庚 702 の 5 から庚 702 の 9 ま で、字白石庚703の4、庚703の5、字祓川庚704の1、庚704 の2、庚706の1、庚706の3、庚707の1、庚708、字シデガ ヘラ庚 714 の 1、庚 714 の 2、庚 715 の 1、字日ウラ向庚 717 の 1、庚717の2、庚721、庚723、字日浦岩スシ庚724、庚725 の1、庚725の2、字シシヲチ庚745の1、庚749、玉川町木地 字一ノゴ辛1の1、辛1の4、辛1の5、辛1の9、辛6の2、 辛6の6から辛6の10まで、辛6の15、字ユノ谷辛2の1、辛2 の2、辛2の4、辛2の7、辛2の9、辛14の1、辛14の3、辛 14の5から辛14の15まで、辛14の17、辛14の19から辛14の22まで、 辛14の24から辛14の26まで、辛14の39から辛14の49まで、辛14の 52、辛15、字子コ谷辛3の2から辛3の4まで、辛3の6、辛3 の7、字マル山辛4の3、辛4の5から辛4の10まで、辛4の12、 辛4の13、辛4の16、辛4の17、辛4の20、辛10の3、辛10の6、 字イノ谷辛5の1から辛5の3まで、辛5の5から辛5の8まで、 字コマンコエ辛8の2から辛8の4まで、辛8の6、字ゴヲノ谷 辛11の1、辛13の1、辛13の4、辛13の5、字ヲトシ辛13の2、 字坊城ノ向辛16の1から辛16の4まで、辛16の9、辛16の10、辛

16の13、字松尾口辛18の3、辛18の6、辛18の8、辛18の10、辛 65の2、辛65の3、字ボウシロ辛19の2、辛19の3、辛19の5、 辛19の7、辛19の10、字子シ畑辛23の1から辛23の5まで、辛24 の1、辛24の2、字松ヲ谷辛25の1、辛25の2、辛25の5から辛 25の10まで、辛25の17、辛25の20から辛25の23まで、辛25の27か ら辛25の31まで、字ヒル谷辛27の1、辛27の5、辛28の2から辛 28の4まで、辛29の1、辛29の5、辛29の7、辛31の2、字明神 下辛32の4、辛32の5、辛32の9から辛32の13まで、辛32の15、 辛33の1、辛33の2、辛33の8、辛33の15、辛33の18、辛33の19、 辛33の22、辛33の25、字篠ヵ成辛34の1、辛34の6、辛34の9か ら辛34の11まで、辛34の17、字杉ノ窪辛35の1、辛35の4、字大 ミゾ宮ノ谷辛36の1から辛36の4まで、辛36の7、辛36の8、辛 36の14、辛36の15、辛36の17、辛36の21、辛36の25、辛36の34、 辛36の37、辛36の40、辛36の44、字大ミゾ辛37の1、辛37の4、 辛37の5、辛37の9、辛37の11、辛37の13、辛37の14、辛37の18、 辛37の21、辛37の24、辛37の25、字大サコ辛38の1、辛38の2、 辛39の3、辛39の4、辛39の10、字チャセンボワル谷辛40の3、 辛40の4、辛40の9、字ケヤケ山辛41の1、字石原畑辛42の2、 辛42の3、辛42の8、辛42の9、辛42の11、辛42の13、辛42の18、 辛42の26、字ドロボヤシキ辛45の1から辛45の3まで、字イノハ ナ辛46の1、辛46の3、字コブ谷辛48の1から辛48の7まで、辛 49の6、辛49の7、字柿木谷辛49の2、字コタマゴ辛50の1から 辛50の3まで、辛50の5、辛50の9、辛50の10、辛50の12から辛 50の14まで、辛50の18、辛50の19、辛50の24、辛50の26、辛50の 27、辛51の2、辛52の2、辛59、辛60の2から辛60の4まで、辛 61の2、辛61の3、辛62の2から辛62の4まで、辛63の1、字ケ スケ谷辛54の7から辛54の11まで、辛54の13、辛54の16から辛54 の21まで、辛54の25、辛54の34、辛54の39、辛54の43、辛54の49、 辛54の50、辛54の54から辛54の57まで、辛54の63、辛54の74、辛 54の75、字イシゴヤ辛55の4、辛55の10から辛55の13まで、辛55 の15から辛55の18まで、辛55の22、辛55の25、辛55の27、辛55の 30、辛55の34、辛55の38、辛55の39、辛55の42、辛55の49、辛55 の51、辛55の57、辛55の59、辛55の60、辛55の65、辛55の69、辛 55の71、辛55の74、辛55の75、辛55の79、辛55の83、辛55の90、 辛55の92から辛55の95まで、辛55の 101 から辛55の 103 まで、辛 55の107、辛55の111から辛55の113まで、辛55の118、辛55の 119、辛55の122、字イシハラ谷辛57の10、辛57の19から辛57の 21まで、辛57の24、辛57の25、辛57の35、辛57の44、辛57の49、 辛57の50、辛57の52、辛57の83、辛57の86から辛57の91まで、辛 57の96、辛57の98、辛57の103、辛57の109から辛57の113まで、 字コタマゴ篠成辛63の4、辛63の11、辛63の17、辛63の23、辛63 の27、辛63の29、辛63の33、辛63の35、辛63の36、辛63の39、辛 63の43、辛63の45、辛63の47、辛63の49、字長尾口松尾辛64の4、 辛64の5、辛64の7、辛64の14、辛64の24、字松尾辛66の1、辛 66の3、辛66の4、字シノカナル辛69、字奉公人ゴヤ辛70の1、 辛70の4、辛70の5、字長尾コヲカ谷辛71の1、辛71の2、辛71 の5、辛71の6、辛71の8、辛71の9、辛71の11、字ヨコグラ番 辛72の1、字杉ナル辛72の2から辛72の4まで、字コタマゴ谷辛 73の3、辛73の6から辛73の8まで、辛73の10から辛73の15まで、 辛73の17、辛73の19、辛73の21、辛73の29、辛73の30、辛73の32 から辛73の44まで、辛73の46、辛73の48から辛73の52まで、辛73 の54から辛73の56まで、辛73の60、辛73の66から辛73の69まで、

辛73の71、辛73の73、辛73の75、辛73の77、辛73の79、辛73の80、

辛73の88、辛73の97、辛74の6、辛74の8、辛74の9、字ヨコグラ辛74の1、辛74の3、辛74の4、辛75の2、辛75の3、辛75の5、辛75の11、辛75の13から辛75の16まで、辛75の21から辛75の23まで、辛75の25、辛75の32、辛75の34、辛76の3、辛76の5、辛76の8から辛76の10まで、辛76の12、字竹力成辛77の3、辛78、字ホドヲ辛80、辛81、辛82の3、辛82の5、字ケスケ辛83の4、辛83の6、辛83の7、辛84の1、辛84の3、辛84の4、辛84の6から辛84の9まで、辛85の2、辛85の3、字フ子辛86の2、字ゴンベ谷辛87の2、字ヨコクラ辛88の5、辛88の10、辛88の13、辛88の18から辛88の22まで、辛88の29、辛88の40、辛88の45から辛88の47まで、辛88の50

- 2 保安林として指定された目的 士砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1773号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第 22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん 功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。 平成19年11月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 越智 忍

今治市大西町脇甲1032番地1

- 2 埋立区域
- (1) 位置

今治市吉海町椋名 148 番 1 から同 174 番までの地先公有水面

- (2) 区域
 - (ア) 第1工区

次の1点から37点までを順次直線で結んだ線並びに37点と 1点を結ぶ線により囲まれた区域

基点 (今治市吉海町椋名 147 番 1 地先の防波堤基準点鋲)

- は、北緯34度08分24秒2101、東経 133 度00分59秒9028の地点
 - 1点は、基点から真北 180 度11分10秒7.70メートルの地点
 - 2点は、1点から真北 176 度46分48秒1 58メートルの地点
 - 3 点は、2 点から真北50度10分32秒 10 53 メートルの地点
 - 3 点は、2 点から真心30反10月32秒 10 33 人一下がの地点
 - 4点は、3点から真北320度03分06秒0.77メートルの地点
 - 5点は、4点から真北50度05分01秒4 90メートルの地点

6点は、5点から真北139度15分59秒080メートルの地点7点は、6点から真北49度16分23秒5.74メートルの地点8点は、7点から真北322度17分33秒0.78メートルの地点9点は、8点から真北49度22分56秒4.93メートルの地点10点は、9点から真北138度23分07秒0.75メートルの地点11点は、10点から真北49度35分43秒1827メートルの地点12点は、11点から真北40度27分25秒081メートルの地点13点は、12点から真北51度21分10秒27.45メートルの地点14点は、13点から真北105度10分39秒32.70メートルの地点

15点は、14点から真北 130 度35分30秒 31 31 メートルの地 占

16点は、15点から真北 131 度00分22秒 40 21 メートルの地 点

17点は、16点から真北 221 度15分29秒1 50メートルの地点

18点は、17点から真北74度57分31秒6 49メートルの地点

19点は、18点から真北 305 度11分44秒3 64メートルの地点

20点は、19点から真北40度52分11秒6 .00メートルの地点

21点は、20点から真北300度55分20秒688メートルの地点

22点は、21点から真北 301 度36分40秒9 01メートルの地点

23点は、22点から真北 309 度00分51秒 12 35 メートルの地

24点は、23点から真北 312 度43分55秒 17 56 メートルの地 点

25点は、24点から真北 309 度05分34秒 14 86 メートルの地 占

26点は、25点から真北 310 度44分47秒 11 83 メートルの地 占

27点は、26点から真北 296 度53分17秒6 58メートルの地点 28点は、27点から真北 293 度57分03秒 13 48 メートルの地 5

29点は、28点から真北 286 度29分38秒6 54メートルの地点 30点は、29点から真北 277 度22分23秒5 30メートルの地点

31点は、30点から真北 256 度57分55秒5 80メートルの地点

32点は、31点から真北 241 度53分41秒8 93メートルの地点

33点は、32点から真北 231 度16分18秒 37 .16 メートルの地

34点は、33点から真北 235 度40分49秒2 88メートルの地点 35点は、34点から真北 252 度11分28秒4 .11メートルの地点 36点は、35点から真北 227 度36分33秒 15 .16 メートルの地 点

37点は、36点から真北 215 度34分50秒0 93メートルの地点 (イ) 第2 工区

次の38点から49点までを順次直線で結んだ線並びに49点と 38点を結ぶ線により囲まれた区域

基点 (今治市吉海町椋名 147 番 1 地先の防波堤基準点鋲)は、北緯34度08分24秒2101、東経 133 度00分59秒9028の地点38点は、基点から真北99度02分58秒140 89メートルの地点39点は、38点から真北221 度23分46秒0 .64メートルの地点40点は、39点から真北291 度06分17秒0 .06メートルの地点41点は、40点から真北222 度29分49秒4 94メートルの地点42点は、41点から真北130 度04分03秒20 58 メートルの地点5

43点は、42点から真北49度02分16秒0 .12メートルの地点 44点は、43点から真北 130 度10分11秒 30 .05 メートルの地 点

45点は、44点から真北43度18分32秒3 35メートルの地点 46点は、45点から真北 125 度38分19秒0 73メートルの地点 47点は、46点から真北87度25分01秒0 40メートルの地点 48点は、47点から真北68度25分03秒0 44メートルの地点 49点は、48点から真北50度58分25秒1 56メートルの地点 (3) 面積

第1工区 1 295 .12平方メートル 第2工区 285 .09平方メートル 合計 1 580 21平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和50年6月5日 愛媛県指令49河第969号

4 しゅん功認可年月日 平成19年11月27日

○愛媛県告示第1774号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路(の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	オネ	之原菊間		今治市菊間町浜同町浜3211番 2		516					平成19年11月27日

○愛媛県告示第1775号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	オス	之原菊間	『線	今治市菊間町長	長坂272番 2						平成19年11月27日

○愛媛県告示第1776号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道	路の種類	路線名	\(\overline{\text{Z}}\)	間	旧・新 別	敷地の幅員	延長	備考
県	道	久万中山線	伊予市中山町出渕4番耕地497番1から		旧	メートル 5 9~18 5	キロメートル 0.112	
宗	坦	人 刀中山線	同町出渕4番耕地424番1まで		新	9 7~18 5	0 .110	

○愛媛県告示第1777号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

平成19年11月27日 愛媛県報 第1917号

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	北条玉川線	松山市猿川甲48							平成19年11月27日

○愛媛県告示第1778号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成19年11月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	新居浜港線	新居浜市西の± 同町二丁目乙12			地先から				平成19年11月27日